



令和7年1月9日
内閣府政策統括官（防災担当）

災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果をお知らせします

災害用物資・機材等については、災害対策基本法において市町村が備蓄するものとされていますが、令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートで「避難所の開設に備えた物資、資機材等の自治体の準備状況について、国が確認し公表することを検討する」と、また令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討の在り方についてで、「国においても、その備蓄状況を調査し、公表する」とされております。

これらを踏まえて、内閣府では全国の地方公共団体（都道府県及び市区町村）における災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査を実施し、調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。（建物内の設備（備え付けのエアコン等）は本調査の対象外。）

【参考】

・災害対策基本法

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第49条

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

・「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」(P. 23)

【避難所の開設】

避難所の開設に備えた物資、資機材等の自治体の準備状況について、国が確認し公表することを検討する。

・「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」(P. 106)

4. 物資調達・輸送

○市町村・都道府県による備蓄の確保

・避難所における備蓄については、自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等簡易ベッドをはじめ、避難生活において必要な物資の備蓄を災害対策基本法や防災基本計画に基づいて進めることとされており、国においても、その備蓄状況を調査し、公表することが適当である。

【掲載先】

本調査結果については、https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjio/pdf/r6_1101.pdf（内閣府HP）にも掲載しています。

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
坂本、前原、藤川
TEL: 03-3501-5191(直通)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災デジタル・物資支援担当)付
谷田部、遠藤、安齋

(別添1)

災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果について

1. 調査の項目

- 調査対象：全国都道府県及び市区町村
- 調査時点：令和6年11月1日
- 調査内容：災害用物資・機材等の備蓄状況

2. 調査結果（全国計）

項目	品目	数量	単位
1-13	主食合計	92,799,895	食
14-23	副食合計	8,721,412	食
24	乳幼児粉ミルク・乳幼児液体ミルク	1,277,112	缶・本
25-27	水合計	29,705,412	L
28-29,46	暖房機器	30,985	台
30-32	冷房機器	36,184	台
33	携帯トイレ	65,699,306	回分
34,42-44,48-50	設置型トイレ	2,407,070	台
	(うち、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ)	(うち、81)	台
35	毛布	14,721,159	枚
36,45	簡易ベッド（段ボールベッド含む）	575,204	台
37	パーティション	1,086,666	枚
38	生理用品	20,026,846	枚
39	トイレトーパー	3,586,127	巻
40	大人用おむつ	4,798,042	枚
41	子供用おむつ	10,755,046	枚
47	トイレ用洋式化アタッチメント	5,331	個

3. 今後の内閣府の対応

昨年12月の取組指針・ガイドラインの改定に加え、今般の経済対策における新地方創生交付金による資機材等の備蓄の支援等を進めていきます。